



## 許すな！解雇（首切り）の金銭解決制度



活動家の排除をねらう「解雇の金銭解決制度」の法制化がすすめられている。「解雇の金銭解決制度」とは、「解雇無効」判決が出されたり、「不当解雇」が証明されても元職場に戻らない、「戻れない労働者が、この制度を利用すれば、一定の金銭が労働者に支払われ、解雇を成立させる仕組みである。

政府、財界曰く「不当に解雇（首切り）される労働者がいる。しかし、何もできず退職している（泣き寝入り）労働者を保護するシステムがない」と。とんでもない「保護するシステム」はある。都道府県にある「労働局のあっせん」や労働委員会、労働審判（裁判所）制度などである。問題はこうした制度を充実させず、監督官を削減し、ブラック企業をはびこらせ、労働基準法違反

（違反企業70%）を野放しにしていることである。

制度としてないのは「解雇を金銭で解決できる制度」、つまりカネを払えば解雇できるというシステムである。

解雇の金銭解決は、活動家を解雇し、職場復帰させず、金銭解決することを合法化する。それは使用者による悪用や活動家排除、労組活動の自粛に直結する。

政府・財界は先の国会で「高度プロフェッショナル制度」を数の力で強行導入した。いよいよ本丸の解雇の金銭解決に踏み込んで来ようとしている。解雇の金銭解決制度の導入は、労働政策審議会（厚労省）において労働者側委員などの反対でこれまで何度も審議ストップさせてきた。断じて許してはならない。